

令和3年9月27日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第47回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年9月27日（月） 14:30～14:50

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、
関係課長 計23名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

(1) 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の感染者の状況等について説明 【資料1】

- ・ 9月は昨日26日までに223人の感染者が確認され、8月の感染者数は629人となっています。
- ・ 8月は月ごとで見ると、これまでで最多となります。
- ・ この9月の感染者数は、現時点では8月に次いで、2番目に多くなっています。一方で8月と比較しますとその数は約3分の1と、大きく減少しているという状況です。
- ・ 9月に入り、上旬は2桁の日が多く、中旬以降は、一日の感染者数が一桁という日も増えてきています。
- ・ 感染の経路としては、県外との往来や県外の人との接触を由来とする事例が多く見られ、また、家庭内で感染するケースも多く、家庭内における感染対策が重要となっています。
- ・ 保健所においては、端緒となります感染の確認後、迅速に疫学調査を行い、幅広く検査を実施し、これにより感染者の確認と、さらなる感染を抑えることにつながられているものと考えています。
- ・ また、保健所への応援体制をとることにより、この対応を継続して行っているところです。

- ・資料1の2ページ、3の病床等の状況は、医療提供体制として、このページの中ほどの表となりますが、現在、即応病床は276床としており、昨日（26日）時点での入院患者数は41人、病床使用率は、確保病床で12.7%、即応病床で14.9%となっています。
- ・この入院患者の他、グラフの下になりますが、昨日時点での入院調整が終わり、本日入院予定の方が5人、入院調整中の方が2人となっています。
- ・資料1の3ページの入院以外の療養の状況につきましては、9月26日時点で宿泊療養者及び自宅療養者は、ともに0名という状況になっています。
- ・今後とも、医療機関など関係者のご協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ3密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行ってまいります。

(2) 全国の感染状況及びステージ判断のための指標との比較について

防災部（防災危機管理課長）

- ① 全国の感染状況について説明 【資料2】
- ② 「ステージ判断のための指標」との比較について説明 【資料3】
 - ・本日、10時時点で、ステージ判断のための指標の①から⑤のすべてについて、ステージⅢの目安を下回っている状況となり、指標の内、①の病床のひっ迫具合、②の療養者数、④の新規陽性者数については、概ね今回の感染の拡大傾向となる前の7月中旬の数値まで、改善している状況です。
 - ・島根県の感染状況について、先ほどの健康福祉部からの説明と、ステージ判断のための各指標の状況を踏まえまして、島根県の状況は、ステージⅢ相当を脱し、ステージⅡ相当であると、判断してよろしいでしょうか。
 - ・【知事】 各指標の数値がいずれもステージⅢの目安を下回っていることや、自宅療養者数が改善していること、一方で、感染者は連日確認されていることを勘案し、感染状況はステージⅡ相当ということで対応していきたいと思っております。

2. 島根県の対応について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 入院医療体制について説明

【資料4】

- ・ 8月に急速に感染者数が増加したため、8月18日から、病床確保計画の第5段階の運用を行っています。
具体的には、図の下側の方になりますが、第4段階から第5段階といった部分になります。
 - 1) まず、医師によるメディカルチェックにより入院の必要性の判断を行います。
 - 2) そして、中等症以上または軽症者で重症化リスクがある方など入院の必要がある場合には、入院をしていただきます。
 - 3) 入院の必要性が低いと判断される場合には、県内3カ所に設置した宿泊療養施設への入所、また、やむを得ない理由がある場合には自宅療養とした対応としています。
- ・ 資料4の2ページ、先ほど県内発生状況で説明したところですが、改めて、昨日時点での入院患者数は、41人となっております。これに、本日の入院予定の方5人、入院調整中の方2人を加えると48人となります。
この病床確保計画上は、上側の入院のところを見ていただきますと、赤い曲線があります。ここで第3段階における入院患者数のラインを50人と推計しておりますので、現在は、推計値とほぼ同等のレベルとなっております。
今後、シルバーウィークの人の移動等も考慮いたしますと、病床確保計画の上では、第3段階に相当する状況であると考えています。
- ・ また、第3段階における即応病床は170床ですが、新規感染者の発生状況からは、感染者全員が入院した上でも、新たに治療が必要となる方のための病床も確保できるという状況であります。
このため、運用におきましても、1ページ戻って頂きまして、資料4の中ほどから上のところ、第3段階の対応といたしまして、原則入院いただく体制に移行できるものと考えています。
- ・ 入院患者数や宿泊・自宅療養の状況を踏まえ、病床確保計画における段階を5段階目から2段階引き下げ、3段階目としてよろしいでしょうか。
- ・ 【知事】今の状況からして、第3段階目ということで対応してください。

教育委員会（教育長）

② 県立学校の部活動における対策の緩和について報告

- ・先ほどのステージⅡ相当との判断を受けまして、県立学校に対して8月27日に行った学校の部活動における活動の制限を強化する要請につきまして、10月1日から緩和をすること。

具体的には、

①土日祝日を含む週2日以上の休養日を設けることを解除

②活動時間を平日90分以内、土日祝日120分以内とするものの解除

③練習試合や合同練習、合宿、自主練習の禁止の解除

などについて、また、併せまして、活動前の検温や健康状況の確認などの感染症対策については引き続き取り組むよう、本日中に関係先に通知いたします。

商工労働部（商工労働部長）

③ 再発見！あなたのしまねキャンペーン及び

県外からの誘客施策の再開について報告

【資料5】

- ・再発見あなたのしまねキャンペーン、#WeLove 山陰キャンペーンを含みますが、それ及び県外からの誘客施策を再開します。
- ・県内での新型コロナウイルス感染症拡大により一時停止していましたキャンペーンと県外の誘客施策を10月1日から再開します。

1の「再発見！あなたのしまねキャンペーン#WeLove 山陰キャンペーンを含む」の再開につきましては、対象事業として、

①島根・鳥取県内の宿泊施設での宿泊料の割引、これは、島根、鳥取県民、いずれも対象です。

②県内旅行会社が造成する旅行商品の割引、これは島根県民のみが対象です。

③しまねっこクーポンの配布、これも島根県民のみが対象となります。

再開日及び事業期間は10月1日から12月31日までとなります。

- ・次に2の県外からの観光誘客施策の再開について、対象事業として、島根県等が実施する県外からの観光誘客事業で、これまで停止していました11事業すべてを再開します。
- ・対象地域といたしましては、緊急事態宣言まん延防止等重点措置さらには都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域を除く地域とします。
- ・再開日は10月1日からです。事業によっては、準備期間が必要となりますので、再開の準備が整った事業から順次再開をします。

3. 知事指示事項

県内や全国の感染状況を踏まえ、県民の皆様は、「島根県の対応」に基づいてお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和3年10月1日から当面の間とします。

特にお願いしたい事項について申し上げます。

1. 8月18日に全ての都道府県との往来を控えて頂くようお願いしましたが、全国的にも県内でも感染状況が改善してきたことから、次のとおりお願いいたします。

今後、宣言の解除や措置が終了し、区域が変更となる可能性があります。緊急事態措置及び、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に該当する都道府県との往来は、引き続き控えてください。

この他の地域については、これまで往来を控えて頂くようお願いしていましたが、10月1日からは、行き先の感染状況等を確認して頂き、行き先の都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重な判断をお願いします。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、通勤を含めたやむを得ない仕事や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありませんが、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」などの基本的な感染対策や、ご親戚等の自宅で宿泊する場合については、家庭でできる感染予防対策を徹底してください。

なお、8月30日から県内各事業所等に、県外出張や県外から人を招くこととなる仕事の延期等をお願いしておりましたが、予定どおり9月30日をもって終了します。

2. また、単身赴任中のご家族など自宅等に県外から帰県される方がいる場合や、県内に単身赴任中で県外の自宅等に帰県される方についても、自宅等でも家庭でできる感染予防対策を徹底してください。
3. 先ほど、県内の感染状況について、ステージⅡ相当との判断をしました。入院医療体制については、先ほど健康福祉部から説明のあったとおり、病

床確保計画における段階を、最も厳しい第5段階から第3段階に引き下げて運用することとします。

また、県立学校の部活動における活動時間等の制限の緩和については、報告のあったとおり、教育委員会において、関係先への連絡等をお願いします。

商工労働部から説明のあった観光キャンペーンについては、島根・鳥取両県民を対象とした宿泊割引等を再開することとします。

また、県外からの観光誘客施策についても、「緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の対象地域」、「都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域」を除く地域からの誘客事業を再開いたします。

4. 県民の皆様の仕事についての要請や、学校生活への追加の制限に併せ、飲食の際の人数上限を4人以下とするようお願いしていましたが、感染状況が改善してきたことから、上限を8人以下に変更いたします。

引き続き、以下の事項については、徹底して頂くようお願いいたします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
- (3) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること
 - ② 県内でも県外の方との利用を控えること
- (4) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

5. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、感染拡大を招く行動となりますので、厳に慎んで頂くようお願いいたします。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるようお願いいたします。

県としましては、全国の感染状況、そして、県内の感染状況を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そしてワクチン接種の円滑な推進、地域経済の回復に全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご協力をよろしくお願いします。

第 47 回島根県対策本部会議

日時:令和 3 年 9 月 2 7 日 (月) 14 : 30～

場所:県庁 6 階 講堂

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

新型コロナウイルス感染症の状況について

昨年4月に県内で初めて感染者が確認されてから9月26日までに、計1,590人の感染が確認されました。

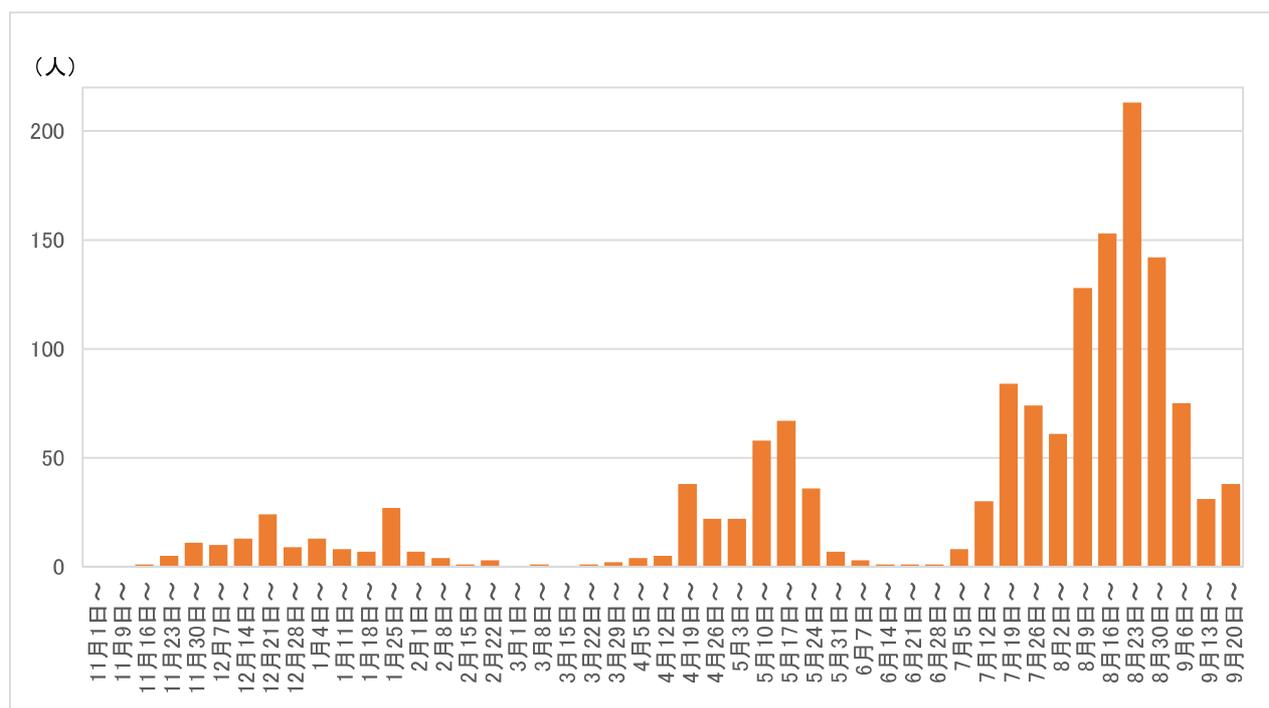
このうち、8月は629人、9月は26日までに223人の感染が確認されています。

1. 9月の陽性患者の発生状況（9月26日時点）

陽性判明日	陽 性	居住地別内訳
9月1日	25 人	松江市12人、浜田市7人、出雲市5人、江津市1人
9月2日	28 人	松江市12人、浜田市5人、出雲市3人、益田市5人、安来市1人、江津市1人、美郷町1人
9月3日	13 人	松江市5人、浜田市2人、出雲市3人、安来市2人、江津市1人
9月4日	11 人	松江市5人、浜田市6人
9月5日	2 人	松江市1人、出雲市1人
9月6日	13 人	松江市2人、浜田市9人、吉賀町1人、県外1人、
9月7日	20 人	松江市8人、浜田市7人、益田市1人、川本町1人、吉賀町3人
9月8日	14 人	松江市5人、浜田市2人、出雲市4人、益田市1人、江津市1人、津和野町1人
9月9日	9 人	松江市5人、出雲市2人、江津市2人
9月10日	5 人	松江市2人、浜田市3人
9月11日	13 人	松江市8人、浜田市5人
9月12日	1 人	松江市1人
9月13日	2 人	松江市2人
9月14日	2 人	松江市1人、浜田市1人
9月15日	5 人	松江市2人、県外3人
9月16日	10 人	松江市10人
9月17日	4 人	松江市2人、出雲市1人、浜田市1人
9月18日	2 人	松江市1人、浜田市1人
9月19日	6 人	松江市6人
9月20日	10 人	松江市7人、雲南市2人、奥出雲町1人
9月21日	11 人	松江市7人、浜田市1人、出雲市2人、奥出雲町1人
9月22日	4 人	出雲市2人、浜田市2人
9月23日	3 人	松江市3人
9月24日	1 人	松江市1人
9月25日	3 人	松江市1人、出雲市2人
9月26日	6 人	出雲市6人

計 223 人

2. 11月以降の陽性患者の発生状況（9月26日まで）

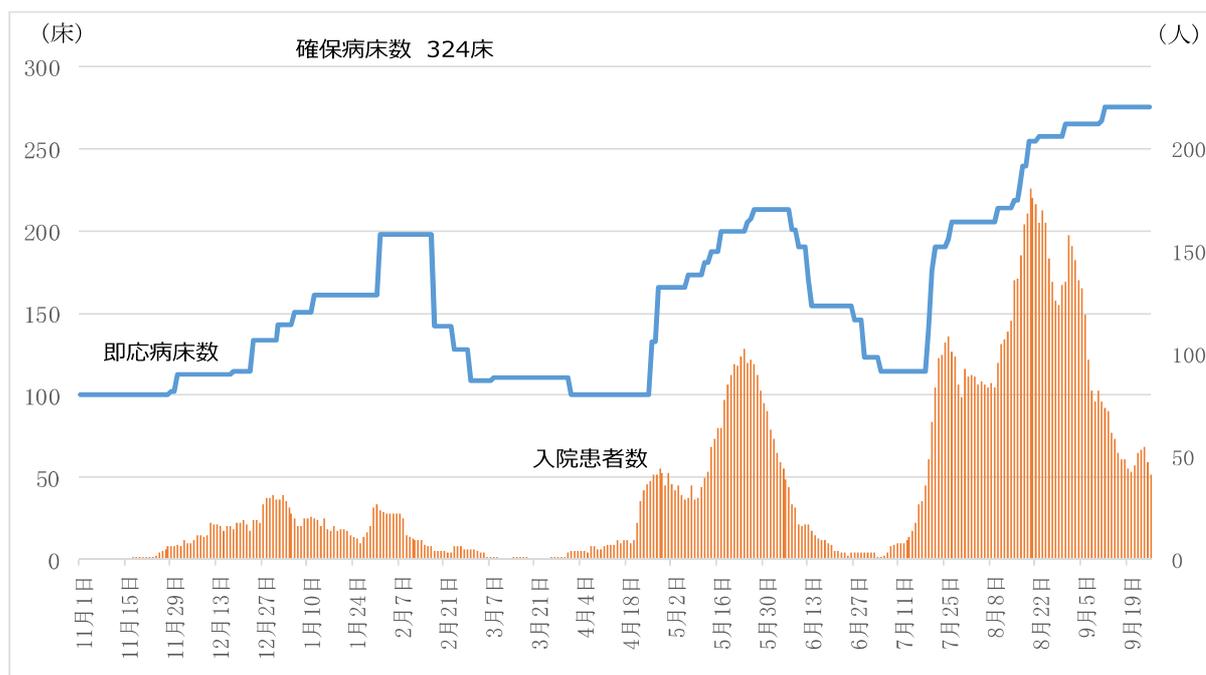


※上記日付は週単位の集計

3. 病床確保状況及び使用率（9月26日時点）

確保病床数 (A)	即応病床	入院患者数 (C)	病床利用率	
			確保病床	即応病床
324床	276床	41	12.7%	14.9%

(令和2年11月以降の日別状況)



- ・入院調整済（入院予定者） 5人
- ・入院調整中 2人

4. 軽症者等の療養（9月26日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 0人

自宅療養者数 0人

令和3年9月27日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考	増減
		人口数（千人）	10万人換算	9月17日～9月23日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	8月30日～9月5日 人口10万人あたり （人）	
1	沖縄	1,453	14.53	906	62.35	162.97	-100.62
2	大阪	8,809	88.09	3512	39.87	180.87	-141.00
3	愛知	7,552	75.52	2419	32.03	153.07	-121.04
4	兵庫	5,466	54.66	1516	27.74	109.09	-81.36
5	東京	13,921	139.21	3832	27.53	128.19	-100.66
6	神奈川	9,198	91.98	2270	24.68	126.79	-102.11
7	千葉	6,259	62.59	1355	21.65	147.40	-125.75
8	京都	2,583	25.83	548	21.22	112.81	-91.60
9	埼玉	7,350	73.50	1540	20.95	98.35	-77.40
10	奈良	1,330	13.30	247	18.57	93.53	-74.96
11	青森	1,246	12.46	229	18.38	45.02	-26.65
12	岐阜	1,987	19.87	358	18.02	82.84	-64.82
13	茨城	2,860	28.60	482	16.85	56.12	-39.27
14	福岡	5,104	51.04	825	16.16	99.53	-83.37
15	栃木	1,934	19.34	279	14.43	42.04	-27.61
16	滋賀	1,414	14.14	190	13.44	68.74	-55.30
17	福井	768	7.68	101	13.15	24.22	-11.07
18	熊本	1,748	17.48	228	13.04	60.76	-47.71
19	広島	2,804	28.04	360	12.84	75.21	-62.38
20	静岡	3,644	36.44	440	12.07	86.75	-74.67
21	群馬	1,942	19.42	219	11.28	48.09	-36.82
22	大分	1,135	11.35	124	10.93	60.79	-49.87
23	三重	1,781	17.81	189	10.61	81.47	-70.86
24	新潟	2,223	22.23	197	8.86	18.58	-9.72
25	北海道	5,250	52.50	454	8.65	36.74	-28.10
26	徳島	728	7.28	59	8.10	37.36	-29.26
27	石川	1,138	11.38	88	7.73	21.88	-14.15
28	和歌山	925	9.25	70	7.57	43.68	-36.11
29	高知	698	6.98	52	7.45	61.75	-54.30
30	宮城	2,306	23.06	171	7.42	34.08	-26.67
31	岡山	1,890	18.90	139	7.35	59.79	-52.43
32	長崎	1,327	13.27	95	7.16	27.88	-20.72
33	島根	674	6.74	47	6.97	23.29	-16.32
34	長野	2,049	20.49	132	6.44	18.55	-12.10
35	山梨	811	8.11	51	6.29	50.18	-43.90
36	佐賀	815	8.15	51	6.26	52.52	-46.26
37	愛媛	1,339	13.39	80	5.97	18.07	-12.10
38	香川	956	9.56	55	5.75	34.10	-28.35
39	宮崎	1,073	10.73	53	4.94	48.84	-43.90
40	山口	1,358	13.58	66	4.86	29.75	-24.89
41	富山	1,044	10.44	47	4.50	25.86	-21.36
42	鹿児島	1,602	16.02	71	4.43	32.52	-28.09
43	福島	1,846	18.46	79	4.28	20.59	-16.31
44	秋田	966	9.66	41	4.24	9.32	-5.07
45	鳥取	556	5.56	19	3.42	29.86	-26.44
46	岩手	1,227	12.27	35	2.85	22.25	-19.40
47	山形	1,078	10.78	22	2.04	15.12	-13.08

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）
 感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（9月24日）

資料 3

令和 3 年 9 月 27 日時点
(9 月 20 日～9 月 26 日)

令和 3 年 4 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」 比較一覧

指標	医療提供体制の負荷				感染の状況				監視体制 (参考)
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合	直近 1 週間と 先週 1 週間比較		
	入院医療 注1	重症者用病床					人口 10 万人当たりの 全療養者数	15人/10万人/週 以上	
国指 標	ステージⅢ	入院医療 注1 入院率 <u>40%以下</u>	重症者用病床 確保病床の使 用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>20人以上</u>	<u>5%以上</u>	15人/10万人/週 以上	<u>50%以上</u>	-	-
	ステージⅣ	入院医療 注1 入院率 <u>25%以下</u>	確保病床の使 用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>30人以上</u>	<u>10%以上</u>	25人/10万人/週 以上	<u>50%以上</u>	-	-
県 の 状 況	【9/27 10:00 時点】	・ 確保病床の 使用率 <u>12.7%</u> ・ 入院率 <u>100%</u>	・ 最大確保病床 数 25 床 ・ 使用状況 41 床	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>6.15人</u>	<u>2.6%</u> 注2	<u>5.70人</u> /10万人/週	<u>28.9%</u>	<u>1.23</u>	【9/13～9/19】 31人 【9/20～9/26】 38人

注 1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）」について（6指標）より引用。

注 2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

(参考)

- ・ステージⅠ 医療提供体制に特段の支障がない段階
- ・ステージⅡ 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
- ・ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
- ・ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

新型コロナウイルス感染症患者の療養先

段階

1

全員入院療養

2 ~ 3

入院療養

入院調整

入院療養



宿泊療養

3 ~ 4

入院療養

入院療養



宿泊療養

入院療養



自宅療養

検査陽性

4 ~ 5

入院療養

入院療養



宿泊療養

入院療養



自宅療養

「重症化リスクのある方」
中等症以上・軽症

調整
メデイカルチェック

上記以外

宿泊療養

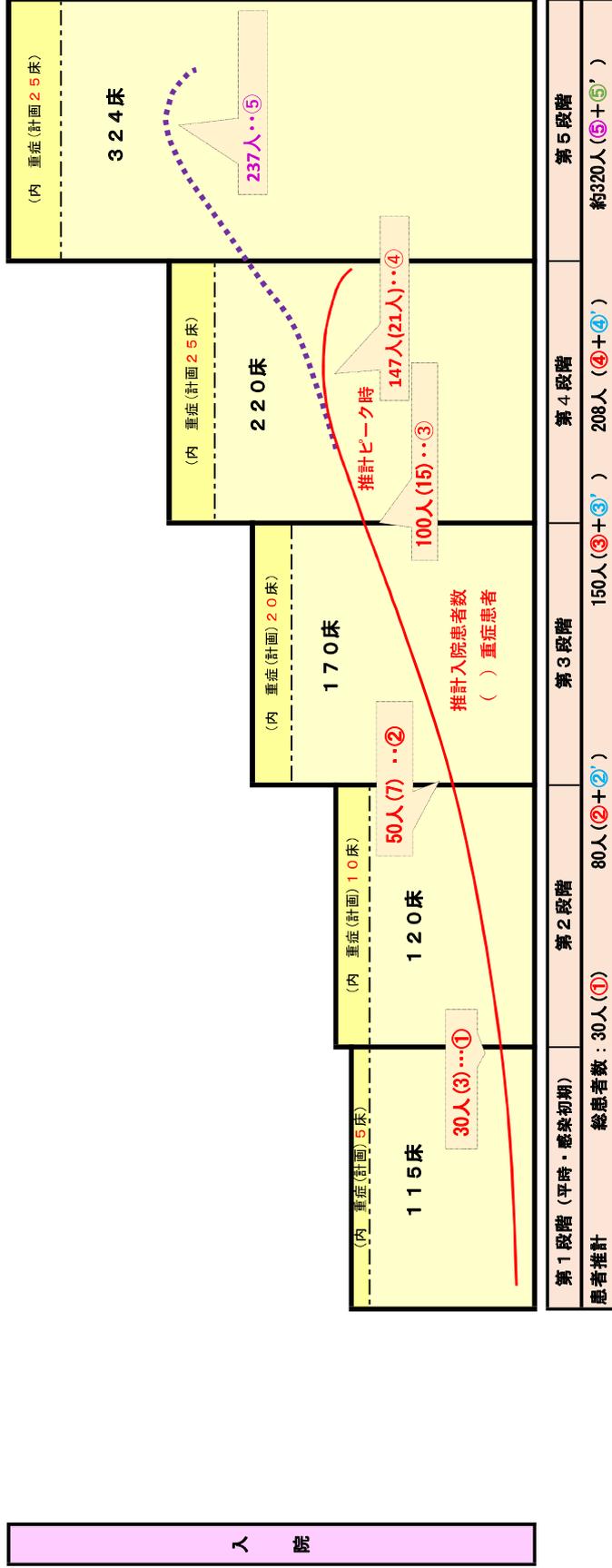
自宅療養

- ・保健所により受診（メデイカルチェック）調整→県内各医療圏域に1カ所メデイカルチェックを行う医療機関を設置
- ・自宅療養に当たっては、定期的健康観察（パルスオキシメーター配布等）、相談体制（24時間）、症状悪化時の緊急搬送体制の確保
- ・必要に応じて食料生活物資の宅配など生活支援の実施

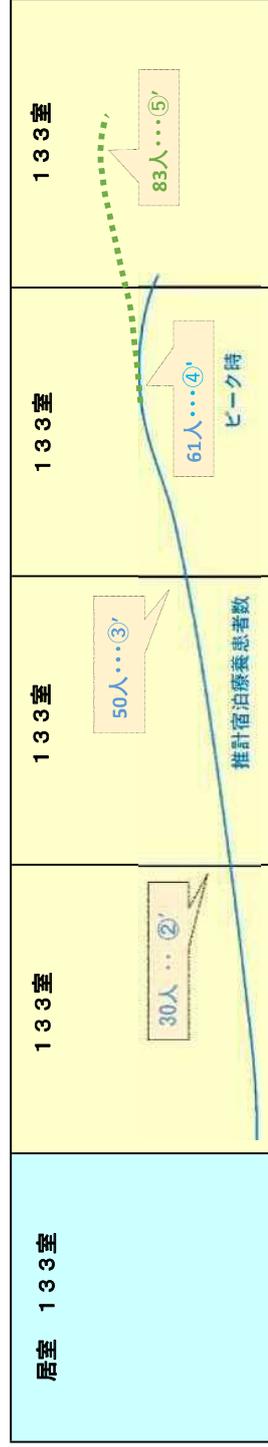
新型コロナウイルス感染症における島根県病床確保計画

【条件】高齢者群中心モデル／実効再生産数1.7／基準日から3日後 【推計】患者総数**208人**／入院患者数**147人**（うち重症**21人**）宿泊療養患者数**61人**

○国が今冬の感染状況を踏まえ、急激な感染拡大が生じた場合として示した患者推計数として示した患者推計数を確保する。【推計】患者総数**320人**（概数）



居室33室 (県立青少年の家) サン・レイク
居室20室 (県立少年自然の家)
居室80室 (フレハブ施設)



宿泊療養

入院

再発見！あなたのしまねキャンペーン（#WeLove 山陰 キャンペーン含む）及び県外からの誘客施策の再開

令和 3 年 9 月 2 7 日
商工労働部観光振興課

県内での新型コロナウイルス感染症拡大により一時停止していましたが、「再発見！あなたのしまねキャンペーン」（#WeLove 山陰キャンペーン含む）について、県内の感染状況が、国の指標であるステージⅡ相当となったため、下記のとおり、10月1日からキャンペーンを再開します。

また、併せて、県外からの観光誘客施策についても、10月1日から再開いたします。

1. 「再発見！あなたのしまねキャンペーン」（#WeLove 山陰キャンペーン含む）の再開

(1) 対象事業

- ① 島根・鳥取県内の宿泊施設での宿泊料の割引き【島根・鳥取県民対象】
- ② 県内旅行会社が造成する旅行商品の割引き【島根県民対象】
- ③ しまねっこクーポンの配布【島根県民対象】

(2) 再開日及び事業期間

10月1日（金）～ 12月31日

- ※ 既に予約済みの期間内宿泊分についても割引き対象
- ※ 10月1日の宿泊・旅行分から、
12月31日宿泊・1月1日チェックアウト、旅行分までが割引き対象
(鳥取県内での宿泊については、現時点で、10月31日まで)

(3) 周知方法

宿泊施設、旅行会社へFAX、県HP、特設サイト
新聞広告（9月29日予定）

2. 県外からの観光誘客施策の再開

(1) 対象事業

島根県等が実施する県外からの観光誘客事業

(2) 対象地域

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、
都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域を除く地域

(3) 再開日

10月1日から

- ※ 再開の準備が整った事業から順次再開

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

全国や県内の感染状況を踏まえて、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年10月1日から当面の間とする。

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県との往来を控えること。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県との往来を控えること。

この他に、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控える必要はないが、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、

基本的な感染対策や、家庭でできる感染予防対策を徹底すること。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

3. 単身赴任中のご家族など自宅等に県外から帰県された方がいる場合や、県内に単身赴任中で県外の自宅等に帰られる方は、自宅等でも家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
- (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
- (3) 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒
- (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
- (5) 寝室を分ける

- (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
- (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しない
などを徹底すること。

- 4. ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること。

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

- 5. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 飲食の際の人数を、8人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えるこ

- と。
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
 - (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること。
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること。
 - (5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。
6. ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。
 7. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
 8. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
 9. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
 10. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染

拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

11. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
12. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

【12月以降のイベント等開催制限について】

- (1) 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2) イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。
- (3) その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- (4) 屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	
12月1日から 当面の間	イベント等の類型	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	人数上限（注1）	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	
	収容率	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

(注1) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

(注2) これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。